

三労発基 1210 第 2 号  
令和 3 年 12 月 10 日

146

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」  
の一部改正について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記につきまして、先にご連絡させていただいたとおり、事務所衛生基準規則  
及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）  
が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年 7 月 12 日付け  
基発 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン  
について」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」  
における照度の取扱等を別添のとおり一部改正しました。

つきましては、貴団体等におかれましても、この趣旨を御理解いただくとと  
もに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を  
賜りますようお願い申し上げます。